⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

第三に次のように加える。

四十五　ＦＤＧを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病の診断　アルツハイマー病

四十六　全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療におけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法　全身性エリテマトーデス（初回の副腎皮質ホルモン治療を行っている者に係るものに限る。）

四十七　術前のＴＳ－１内服投与、パクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法　根治切除が可能な漿膜浸潤を伴う胃がん（洗浄細胞診により、がん細胞の存在が認められないものに限る。）

○国土交通省告示第七百六十一号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

表一般会計の項地域公共交通維持・活性化推進費の項の次に次のように加える。

沖縄北部連携促進特別振興事業費	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	北部地域交通連携推進事業に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十六年度の予算に係る補助金等から適用する。

○環境省告示第八十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年八月一日

環境大臣　石原　伸晃

第二条中第二十四号を第二十五号とし、第五号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）

イ　特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ　飼養等の許可の有効期間　五年間

ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間　輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)　飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i)　個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii)　飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(iii)　個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2)　飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i)　特定外来生物の種類

(ii)　一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii)　数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体の頚の付け根又は左胸筋内にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(3)に該当する場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内）に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない（(3)に該当する場合にあっては、(3)の幼齢な期間内に限る。）。

(1)　個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2)　飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3)　孵化後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等であって、かつ、脚環の装着が困難な個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有さず、かつ、脚環の装着が困難な個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4)　輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5)　学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の頚の付け根又は左胸筋内にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ　特定外来生物の取扱方法　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設